平成２９年（フ）第１０５８号
大阪府豊中市服部西町３丁目12番５―301号
債務者　水野　友久
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１９０号
大阪府東大阪市俊徳町２丁目９番９号　松本文化
債務者　斉藤貞子こと　姜　仁順
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３７５号
大阪市浪速区浪速東３丁目７番５―902号
債務者　稗田　朋子
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４４５号
京都市南区東九条東岩本町31番地　東岩本市営住宅２棟402号室
債務者　湯口　優子
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４７７号
大阪市此花区北港白津２丁目１番56号
債務者　芦刈　昭友
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４８７号
大阪市西区千代崎２丁目10番５―602号
債務者　山﨑　美空
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５２８号
大阪府寝屋川市田井町８番33号（203号）
債務者　武田　和美
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５３１号
大阪府交野市松塚34番204号
債務者　井上　将一
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９号
北海道虻田郡洞爺湖町泉352番地、前住所北海道伊達市元町44番地25元町ハイツ２―103
債務者　黒田　勝美
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第４８号
北海道河東郡士幌町字士幌幹線170番地
債務者　山田　チサ
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第５５号
岩手県奥州市江刺区広瀬字岩関29番地
債務者　昆野　浩二
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１６号
新潟県胎内市東牧1208番地22
債務者　横瀬　梨沙
1　決定年月日時　平成29年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第３２号
香川県仲多度郡まんのう町造田1547番地７
債務者　今井美和子（旧姓萩森）
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第４０号
香川県丸亀市天満町２丁目４番23号　フォブール森藤204号
債務者　間川　真衣
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第６５号
長崎県長崎市小浦町66番地１　ひまわり小浦１棟201、旧住所長崎県長崎市大浜町298番地57
債務者　伊東トシ子
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９６号
北九州市小倉南区高野４丁目13番６号
債務者　田尾　隆二
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１４１号
北九州市小倉北区香春口２丁目10番８―605号
債務者　清宮　裕史
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１５５号
福岡県中間市中央４丁目17番12号
債務者　比江島照美
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部